目次

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 配慮書(第4条—第8条)
- 第3章 方法書等(第9条—第16条)
- 第4章 準備書(第17条—第32条)
- 第5章 評価書(第33条)
- 第6章 事後調査手続等(第34条―第40条の2)
- 第7章 対象事業の内容の変更等(第41条―第45条)
- 第8章 環境影響評価その他の手続の特例 (第46条―第53条)
- 第9章 静岡市環境影響評価審査会(第54条—第57条)
- 第10章 雑則 (第58条—第60条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡市環境影響評価条例(平成27年静岡市条例第12号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(対象事業)

- 第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める事業は、別表第1事業の欄に掲げる事業の 区分に応じ、同表要件の欄に定める要件に該当する一の事業とする。
- 2 条例別表第24号に規定する規則で定める事業は、河川又は海岸の改変とする。

第2章 配慮書

(配慮書の公告事項等)

- 第4条 条例第8条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称

- (3) 対象事業の実施想定区域
- (4) 配慮書の届出年月日
- (5) 配慮書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 配慮書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
- (7)条例第10条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項
- 2 条例第8条の規定により配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(配慮書の内容の周知方法)

- 第5条 条例第9条の規定による配慮書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用することができる適切な施設において配慮書を縦覧に供することにより行うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を 行うよう努めるものとする。
  - (1) 周辺地域内の住民に対する説明会の開催
  - (2) 配慮書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
  - (3) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、配慮書の内容を周知するための適切な方法
- 3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に 報告するものとする。

(配慮書についての意見の提出方法)

第6条 条例第10条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書(様式 第1号)により行うものとする。

(配慮書意見概要書の公告事項等)

- 第7条 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3)配慮書意見概要書の作成年月日
  - (4) 配慮書意見概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第11条第2項の規定により配慮書意見概要書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。

- (1) 各区役所
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(配慮書についての市長の意見を述べる期間)

第8条 条例第12条第1項に規定する規則で定める期間は、60日とする。

第3章 方法書等

(方法書の公告事項等)

- 第9条 条例第15条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域
  - (4) 方法書の届出年月日
  - (5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
  - (7)条例第18条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項
- 2 条例第15条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(方法書の内容の周知方法)

- 第10条 条例第16条の規定による方法書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる適切な施設において方法書を縦覧に供することにより行うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を 行うよう努めるものとする。
  - (1) 方法書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
  - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、方法書の内容を周知するための適切な方法
- 3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に 報告するものとする。

(方法書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等)

- 第11条 条例第17条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所

の所在地)

- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- 2 条例第17条第2項の規定による書類の提出は、説明会開催に係る提出書(様式第2号)に よるものとする。
- 3 条例第17条第2項の規定による方法書説明会の開催の周知は、条例第16条の規定による方法書の内容の周知と併せて行うことができる。

(方法書についての意見の提出方法)

第12条 条例第18条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により行うものとする。

(方法書意見概要書の公告事項等)

- 第13条 条例第19条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 方法書意見概要書の作成年月日
  - (4) 方法書意見概要書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第19条第2項の規定により方法書意見概要書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(方法書についての市長の意見を述べる期間)

第14条 条例第20条第1項に規定する規則で定める期間は、90日とする。

(調査実施計画書の記載事項)

- 第15条 条例第21条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称、目的及び内容
  - (3) 対象事業の実施予定区域及びその周囲の概況

(調査実施計画書の公告事項等)

第16条 条例第22条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施予定区域
- (4)調査実施計画書の届出年月日
- (5)調査実施計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第22条の規定により調査実施計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所 第4章 準備書

(準備書の公告事項等)

- 第17条 条例第25条第1項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域
  - (4) 準備書の届出年月日
  - (5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
  - (6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
  - (7)条例第28条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項
- 2 条例第25条第1項の規定により準備書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(準備書の内容の周知方法)

- 第18条 条例第26条の規定による準備書の内容の周知は、事業者の事務所又は事業者が利用できる適切な施設において準備書を縦覧に供することにより行うものとする。
- 2 事業者は、前項の規定によるもののほか、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を 行うよう努めるものとする。
  - (1) 準備書の概要を平易に記載した印刷物の作成及び配布
  - (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、準備書の内容を周知するための適切な方法

3 事業者は、前2項の規定により周知の方法を決定したときは、速やかに当該方法を市長に 報告するものとする。

(準備書説明会の開催に当たり市長に提出する書類の記載事項等)

- 第19条 条例第27条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域
- 2 条例第27条第2項の規定による書類の提出は、説明会開催に係る提出書によるものとする。
- 3 条例第27条第2項の規定による準備書説明会の開催の周知は、条例第26条の規定による準備書の内容の周知と併せて行うことができる。

(準備書についての意見の提出方法)

第20条 条例第28条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により 行うものとする。

(準備書見解書の公告事項等)

- 第21条 条例第29条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
  - (2)対象事業の名称
  - (3) 準備書見解書の届出年月日
  - (4) 準備書見解書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第29条第2項の規定により準備書見解書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(公聴会の開催に係る公告事項)

- 第22条 条例第30条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2)対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域

- (4) 意見の陳述をすることができる者の人数及び1人当たりの陳述時間
- (5) 意見の陳述の申出の期限及び申出先その他意見の陳述の申出に必要な事項
- (6) 傍聴することができる者の人数
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の開催に関し必要な事項

(公聴会における意見陳述の申出方法)

第23条 条例第30条第3項の規定による申出は、公聴会に係る意見陳述申出書(様式第3号。 以下「陳述申出書」という。)により行うものとする。

(公聴会の中止)

第24条 市長は、条例第30条第1項ただし書の規定により公聴会を開催しないときは、速やかにその旨を公告するものとする。

(公述人の選定)

- 第25条 市長は、条例第30条第3項の規定による申出をした者(以下「申出者」という。)が 第22条第4号の人数の範囲内であるときは、当該申出者を公聴会において意見の陳述をする ことができる者(以下「公述人」という。)として選定するものとする。
- 2 市長は、申出者が第22条第4号の人数を超えたときは、陳述申出書に記載された意見の要旨の類似性等を考慮して、申出者のうちから公述人を選定し、又は公述人が意見を述べる時間を制限することができる。ただし、市長が公聴会の運営上支障がないと認めるときは、全ての申出者を公述人として選定することができる。
- 3 市長は、前2項の規定により公述人を選定し、又は意見を述べる時間を制限したときは、 当該公述人にその旨を通知するものとする。

(事業者等の出席)

第26条 事業者又はその代理人は、条例第30条第4項の規定により公聴会に出席し、陳述された意見について見解を述べようとするときは、あらかじめ、市長にその旨を申し出るものとする。

(公聴会の主宰)

第27条 公聴会は、市長が指名する職員が議長となり、これを主宰する。

(公述人の陳述等)

- 第28条 公述人は、陳述をしようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 2 公述人は、陳述申出書に記載した意見の要旨に準拠して陳述をしなければならない。
- 3 議長は、陳述が陳述時間を超えたとき、公述人が前2項の規定に違反したとき、又は公述 人の言動が不穏当と認めるときは、その陳述を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(質疑)

第29条 議長は、必要があると認めるときは、公述人に質疑することができる。

2 公述人は、議長に対し質疑をすることができない。ただし、議長が特に必要があると認め るときは、この限りでない。

(秩序の維持)

- 第30条 議長は、公聴会の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。 (公聴会の結果の記録)
- 第31条 条例第30条第6項の規定により作成する書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。
  - (1) 公聴会の対象である対象事業の名称
  - (2) 公聴会の開催日時及び場所
  - (3) 出席した公述人の氏名
  - (4) 公述人の発言の要旨
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、公聴会の経過及び概要に関する事項 (準用)
- 第31条の2 第22条から前条までの規定は、法対象事業に係る公聴会について準用する。この場合において、第22条中「第30条第2項」とあるのは「第55条第1項の規定により準用する条例第30条第2項」と、第22条第1号及び第26条中「事業者」とあるのは「法第2条第5項に規定する事業者」と、第23条及び第25条第1項中「第30条第3項」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第3項」と、第24条中「第30条第1項ただし書」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第1項ただし書」と、第25条中「第22条第4号」とあるのは「第31条の2の規定により準用する第22条第4号」と、第25条第3項中「前2項」とあるのは「第31条の2の規定により準用する前2項」と、第26条中「第30条第4項」とあるのは「第55条第1項の規定により読み替えて準用する条例第30条第4項」と、第28条第3項中「前2項」とあるのは「第31条の2の規定により 第30条第4項」と、第28条第3項中「前2項」とあるのは「第31条の2の規定により準用する前2項」と、第26条中「第30条第4項」と、第28条第3項中「前2項」とあるのは「第55条第1項の規定により準用する前2項」と、前条の規定中「第30条第6項」とあるのは「第55条第1項の規定により 読み替えて準用する条例第30条第6項」と読み替えるものとする。

(平29規則8・追加)

(準備書についての市長の意見を述べる期間)

第32条 条例第31条第1項に規定する規則で定める期間は、120日とする。

第5章 評価書

(評価書の公告事項等)

- 第33条 条例第33条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域
  - (4) 評価書の届出年月日
  - (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第33条の規定により評価書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所 第6章 事後調査手続等

(事後調査計画書の公告事項等)

- 第34条 条例第36条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 対象事業の実施予定区域
  - (4) 事後調査計画書の届出年月日
  - (5) 事後調査計画書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第36条第2項の規定により事後調査計画書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(事後調査計画書についての市長の意見を述べる期間)

第35条 条例第37条第1項に規定する規則で定める期間は、30日とする。

(工事の着手の届出方法)

第36条 条例第39条の規定による届出は、工事着手届出書(様式第4号)により行うものとする。

(事後調査報告書の公告事項等)

第37条 条例第41条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の実施場所
- (4) 事後調査報告書の届出年月日
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
- (6) 事後調査報告書について環境の保全の見地からの意見を提出できる旨
- (7)条例第42条第1項の意見の提出期限及び提出先その他意見の提出に必要な事項
- 2 条例第41条の規定により事後調査報告書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(事後調査報告書についての意見の提出方法)

第38条 条例第42条第1項の規定による意見の提出は、環境影響評価図書に係る意見書により行うものとする。

(報告書見解書の公告事項等)

第39条 条例第43条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
- (2) 対象事業の名称
- (3)報告書見解書の届出年月日
- (4) 報告書見解書の縦覧の場所、期間及び時間
- 2 条例第43条第2項の規定により報告書見解書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所とする。
  - (1) 各区役所
  - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める場所

(工事の完了の届出方法)

第40条 条例第46条の規定による届出は、工事完了届出書(様式第5号)により行うものとする。

(準用)

第40条の2 この章の規定は、法対象事業に係る事後調査手続等について準用する。この場合

において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に 掲げる字句に読み替えるものとする。

第34条第1項及び第2項	第36条第2項	第52条第1項の規定により準用する
		条例第36条第2項
第34条第1項第1号、第37条第1項	事業者	法第2条第5項に規定する事業者
第1号及び第39条第1項第1号		
第35条	第37条第1項	第52条第1項の規定により準用する
		条例第37条第1項
第36条	第39条	第52条第1項の規定により読み替え
		て準用する条例第39条
第37条の見出し、同条第1項第4号	事後調査報告書	法対象事業報告書
から第6号まで及び同条第2項並び		
に第38条の見出し		
第37条第1項及び第2項	第41条	第52条第1項の規定により読み替え
		て準用する条例第41条
第37条第1項第7号及び第38条	第42条第1項	第52条第1項の規定により読み替え
		て準用する条例第42条第1項
第39条第1項及び第2項	第43条第2項	第52条第1項の規定により準用する
		条例第43条第2項
第40条	第46条	第52条第1項の規定により読み替え
		て準用する条例第46条

(平28規則4・追加)

第7章 対象事業の内容の変更等

(環境影響評価その他の手続を要しない事業内容の変更)

第41条 条例第47条第1項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。

- (1) 事業規模の縮小
- (2) 別表第2対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元 欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表手続を経ることを要しない変更の要件欄に定 める要件に該当するもの
- (3) 別表第2対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元 欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

- (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更 (事業内容の変更の届出方法)
- 第42条 条例第47条第2項の規定による届出は、事業変更届出書(様式第6号)により行うものとする。

(事業内容の変更の届出を要しない事業内容の変更)

- 第43条 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 対象事業の名称の変更
  - (2) 事業規模の縮小
- 2 条例第47条第2項ただし書に規定する規則で定める変更は、次に掲げる変更とする。
  - (1) 前項に規定する軽微な変更
  - (2) 別表第3対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元 欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表手続を経ることを要しない変更の要件欄に定 める要件に該当するもの
  - (3) 別表第3対象事業の区分の欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表事業の諸元 欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更 (環境影響評価その他の手続の要否に係る通知の期間)
- 第44条 条例第47条第3項に規定する規則で定める期間は、30日とする。

(対象事業の廃止等の届出方法)

第45条 条例第49条第1項の規定による届出は、事業廃止等届出書(様式第7号)により行う ものとする。

第8章 環境影響評価その他の手続の特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の読替え等)

第46条 対象事業が都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設(以下「都市施設」という。)として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該都市施設に係る対象事業については、条例第3章、第4章及び第6章の規定により行うべき計画段階配慮、環境影響評価その他の手続は、次項及び次条から第52条までに定めるところにより、当該都市計画に係る都市計画決定権者(都市計画法第15条第1項の県又は市町村(同法第22条第1項の場合にあっては、同項の国

土交通大臣又は市町村)をいう。以下同じ。)が当該対象事業に係る事業者に代わるものとして、当該対象事業又は対象事業に係る施設(以下「対象事業等」という。)に関する都市計画の決定又は変更の手続と併せて行うことができるものとする。この場合において、条例第14条第2項、第21条第3項、第24条第2項、第32条第2項並びに第49条第1項第3号及び第3項の規定は、適用しない。

2 前項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第3章、第4章(条例第14条第2項、第21条第3項、第24条第2項及び第32条第2項を除く。)及び第6章(第49条第1項第3号及び第3項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	事業者 都市計画決定権者	
	対象事業	対象事業等を都市計画法の規定により
		都市計画に定めようとする場合におけ
		る当該都市計画に係る対象事業(以下
		「都市計画対象事業」という。)
第7条第2項各号列記以	事業者	都市計画決定権者
外の部分		
第7条第2項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第7条第2項第2号から	対象事業	都市計画対象事業
第4号まで		
第9条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第10条第2項	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	

第11条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第12条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
第13条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業に係る計画	対象事業等に係る都市計画
第14条第1項各号列記以	事業者	都市計画決定権者
外の部分	対象事業	都市計画対象事業
第14条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第14条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第14条第1項第6号	事業者	都市計画決定権者
第14条第1項第7号	対象事業	都市計画対象事業
第16条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第17条第3項及び第4項	事業者	都市計画決定権者
第18条第2項	事業者	都市計画決定権者
第19条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第19条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第20条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
第21条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第21条第2項	事業者	都市計画決定権者
第23条、第24条第1項及び	事業者	都市計画決定権者

第25条	対象事業	都市計画対象事業
第26条から第28条まで	事業者	都市計画決定権者
第29条第1項各号列記以	事業者	都市計画決定権者
外の部分		
第29条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第29条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第29条第1項第4号	事業者	都市計画決定権者
第30条第4項及び第6項	事業者	都市計画決定権者
並びに第31条第1項		
第32条第1項	事業者	都市計画決定権者
	市長に	市長及び事業者に
	届け出なければならない。	届け出なければならない。この場合にお
		いて、都市計画決定権者が静岡市である
		ときは、都市計画法に基づく静岡市都市
		計画審議会の議を経るものとする。
第47条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業の目的及び内容	都市計画対象事業の目的及び内容
第47条第3項	当該変更後の事業を行う事	前項の規定による届出をした都市計画
	業者	決定権者及び当該変更後の事業を行う
		事業者
第47条第4項	事業者	都市計画決定権者
	環境影響評価、第36条から	環境影響評価
	第41条までの規定による事	
	後調査	
第47条第6項	を行う	が行われる
第48条第1項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業

	及び第36条から第41条ま	又は第21条から第33条
	で、第21条から第33条まで	
	及び第36条から第41条まで	
	又は第36条から第41条	
第48条第2項	対象事業	都市計画対象事業
第49条第1項	事業者	都市計画決定権者
	第41条	第33条
	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない

第47条 前条第1項の規定により都市計画決定権者が計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行う場合においては、第4条から第33条まで及び第41条から第45条までの規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第4条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第5条第1項	条例第9条	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第9条
	事業者	都市計画決定権者
第5条第2項及び第3項	事業者	都市計画決定権者
第7条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第7条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第8条	条例第12条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第12条第1項
第9条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称

	人にあっては、その名称、	
	人 代表者の氏名及び主たる事	
	 務所の所在地)	
第9条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
 第3号		
第10条第1項	条例第16条	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第16条
	事業者	都市計画決定権者
第10条第2項及び第3項	事業者	都市計画決定権者
第11条第1項	条例第17条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第17条第2項
	第9条第1項第1号から第	第47条第2項の規定により読み替えて
	3号	適用される第9条第1項第1号から第
		3号
第11条第3項	条例第17条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第17条第2項
	条例第16条	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第16条
第13条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第13条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第14条	条例第20条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第20条第1項
第15条	条例第21条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第21条第2項
第16条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	

	務所の所在地)	
第16条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第17条第1項各号列記以	条例第25条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
外の部分		適用される条例第25条第1項
第17条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第17条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第17条第2項	条例第25条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第25条第1項
第18条第1項	条例第26条	第46条第2項の規定により読み替えて
		 適用される条例第26条
	事業者	都市計画決定権者
第18条第2項及び第3項	事業者	都市計画決定権者
第19条第1項	条例第27条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第27条第2項
	第17条第1項第1号から第	第47条の規定により読み替えて適用さ
	3号	れる第17条第1項第1号から第3号
第19条第3項	条例第27条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		 適用される条例第27条第2項
	条例第26条	第46条第2項の規定により読み替えて
		 適用される条例第26条
第21条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
	対象事業	都市計画対象事業

第22条第1項第1号	- 事業者の氏名及び住所(法	_ 都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	 代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第22条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第26条	事業者	都市計画決定権者
	条例第30条第4項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第30条第4項
第31条各号列記以外の部	条例第30条第6項	第46条第2項の規定により読み替えて
分		適用される条例第30条第6項
第31条第1号	対象事業	都市計画対象事業
第32条	条例第31条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第31条第1項
第33条第1項第1号	事業者の氏名及び住所(法	都市計画決定権者の名称
	人にあっては、その名称、	
	代表者の氏名及び主たる事	
	務所の所在地)	
第33条第1項第2号及び	対象事業	都市計画対象事業
第3号		
第41条	条例第47条第1項ただし書	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第47条第1項ただし書
	対象事業	都市計画対象事業
第42条	条例第47条第2項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第47条第2項
第44条	条例第47条第3項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第47条第3項
第45条	条例第49条第1項	第46条第2項の規定により読み替えて
		適用される条例第49条第1項

(都市計画に係る手続との調整)

第48条 都市計画決定権者は、条例第51条の規定により計画段階配慮、環境影響評価その他の 手続を行う場合には、第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第32条第1項後 段の規定による静岡市都市計画審議会への付議を、都市計画法第18条第2項(同法第21条第 2項において準用する場合を含む。)の規定による静岡市都市計画審議会への付議と併せて 行うものとする。

(対象事業の内容の変更に伴う都市計画の変更の場合の再実施)

- 第49条 条例第33条の規定による公告が行われた後に、都市計画決定権者が第46条第2項の規定により読み替えて適用される条例第14条第2号に掲げる事項のうち、対象事業の目的及び内容の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該内容の変更については、条例第47条第2項から第6項までの規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が、当該内容の変更に係る事業者に代わって、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。
- 2 前項の場合における条例第47条第2項から第6項までの規定の適用については、次の表の 左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替 えるものとする。

第47条第2項	事業者	都市計画決定権者	
	対象事業の目的及び内容を	都市計画対象事業の目的及び内容の変	
	変更しよう	更に係る都市計画の変更をしよう	
第47条第3項	当該変更後の事業を行う事	前項の規定による届出をした都市計画	
	業者	決定権者及び当該変更後の事業を行う	
		事業者	
第47条第4項	事業者	都市計画決定権者	
	環境影響評価、第36条から	環境影響評価	
	第41条までの規定による事		
	後調査		
第47条第6項	を行う	が行われる	

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第50条 事業者が条例第7条第2項の規定により配慮書を作成してから市長が条例第8条の規定による公告を行うまでの間において、当該配慮書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第51条第1項の規定及び第46条第1項の規定は、事業者がその通

知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに 当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

- 2 前項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った計画段階配慮その他の手続は 都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は都市計画決定権者 に対して行われたものとみなす。
- 3 市長が条例第8条の規定による公告を行ってから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が、事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る方法書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、方法書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該方法書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第51条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該方法書の送付を受けた時から適用する。
- 4 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 5 市長が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第25条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業等を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第51条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けた時から適用する。
- 6 第2項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 市長が条例第25条の規定による公告を行ってから条例第33条の規定による公告を行うまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、事業者が引き続き条例第4章第2節から第5節まで及び第5章の規定による環境影響評価、事後調査その他の手続を行うものとし、条例第51条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、市長が条例第33条の規定による公告を行った後速やかに、都市計画決定権者に、当該公告に係る評価書を送付しなければならない。

(事業者の協力等)

第51条 都市計画決定権者は、事業者に対し、前3条に規定する計画段階配慮、環境影響評価

その他の手続を行うための資料の提供、方法書説明会及び準備会説明会への出席その他の必要な協力を求めることができる。

- 2 第46条第1項の規定により計画段階配慮、環境影響評価その他の手続を行った都市計画決定権者は、当該手続が終了したときは、これを事業者に引き継ぐとともに、その旨を市長に報告するものとする。
- 3 都市計画決定権者は、前項の規定により引継ぎを受けた事業者から事後調査その他の手続を行うための要請があった場合には、必要な協力をするものとする。

(都市計画に係る手続を円滑に行うための協議等)

第52条 第46条から前条までに定めるもののほか、市長は、条例に定める対象事業に関する計画段階配慮、環境影響評価、事後調査その他の手続と、当該対象事業に関する都市計画の決定又は変更の手続とが円滑に行われるよう、当該事業者及び都市計画決定権者と必要な事項について協議し、調整するものとする。

(法対象事業等の意見概要書等の公告事項)

- 第53条 条例第54条第1項及び第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所 の所在地)
  - (2) 対象事業の名称
  - (3) 法対象事業又は県条例対象事業における方法書意見概要書又は準備書意見概要書の作成年月日
  - (4) 法対象事業又は県条例対象事業における方法書又は準備書についての環境の保全の見地からの意見の概要

第9章 静岡市環境影響評価審査会

(審査会の会長)

- 第54条 条例第56条の静岡市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に会長を置き、 委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会の会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長は、審査会の会議の議長となる。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第55条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(審査会の庶務)

第56条 審査会の庶務は、環境局環境共生課において処理する。

(令5規則15・一部改正)

(運営事項等)

第57条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第10章 雑則

(条例の手続の全部又は一部の免除に係る手続)

- 第58条 事業者は、条例第58条の規定による条例の手続の全部又は一部の免除を受けようとするときは、手続免除申請書(様式第8号)に法の規定による計画段階配慮、環境影響評価その他の手続により作成した図書又はその写しを添えて市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、免除の可否について、 手続免除承認 (不承認) 通知書 (様式第9号) により当該申請者に通知するものとする。 (身分証明書)
- 第59条 条例第59条第2項に規定する証明書は、身分証明書(様式第10号)によるものとする。 (雑則)
- 第60条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第1章、第8章(第53条に限る。)、 第9章及び第10章の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年2月22日規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年3月10日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年1月24日規則第2号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この規則による改正後の静岡市環境影響評価条例施行規則別表第1から別表第3までの規 定は、対象事業であって、この規則の施行の日の前日までに静岡県環境影響評価条例(平成 11年静岡県条例第36号)第10条の規定による方法書及び要約書の送付が行われたものについ ては、適用しない。

附 則(令和3年8月31日規則第66号)

この規則は、令和3年9月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日規則第15号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表第1 (第3条関係)

(平28規則4・令2規則2・一部改正)

	事業	要件
1 条例別	(1) 道路法(昭和27年法	高規格幹線道路の新設の事業
表第1号	律第180号)第3条第2号	高規格幹線道路の改築の事業のうち、道路の区域を変
に掲げる	に掲げる道路(国土交通	  更して車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。
もの	大臣の指定に基づく高規	以下同じ。)の数を増加させ、又は新たに道路を設け
	格幹線道路(以下「高規	るものであって、改築に係る部分の長さが1キロメー
	格幹線道路」という。)	トル以上であるもの
	に限る。)の新設又は改	
	築	
	(2) 道路法第3条第2号	一般国道等の新設の事業であって、次の各号に掲げる
	から第4号までに掲げる	もののいずれかに該当するものであること。
	道路(高規格幹線道路を	(1)特定区域内における車線の数が4以上であり、
	除く。以下「一般国道等」	かつ、長さが3.75キロメートル以上である道路を設
	という。)の新設又は改	けるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形状
	築	の変更を伴うもの
		(2)都市計画区域外(都市計画法(昭和43年法律第
		100号) 第4条第2項に規定する都市計画区域(以下
		「都市計画区域」という。) 外の区域であって、特
		定区域を除いたものをいう。以下同じ。)における

車線の数が4以上であり、かつ、長さが3.75キロメ ートル以上である道路を設けるもの

(3) 都市計画区域内(都市計画区域内の区域であっ て、特定区域を除いたものをいう。以下同じ。) に おける車線の数が4以上であり、かつ、長さが7.5キ ロメートル以上である道路を設けるもの

一般国道等の改築の事業のうち、道路の区域を変更し て車線の数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当す るものであること。

- (1) 特定区域内における車線の数の増加に係る部分 (改築後の車線の数が4以上であるものに限る。) 及び変更後の道路の区域において新たに設けられる 道路の部分(車線の数が4以上であるものに限る。) の長さが3.75キロメートル以上であるもの又は5へ クタール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外における車線の数の増加に係る 部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限 る。) 及び変更後の道路の区域において新たに設け られる道路の部分(車線の数が4以上であるものに 限る。) の長さが3.75キロメートル以上であるもの (3) 都市計画区域内における車線の数の増加に係る 部分(改築後の車線の数が4以上であるものに限 る。) 及び変更後の道路の区域において新たに設け られる道路の部分(車線の数が4以上であるものに 限る。) の長さが7.5キロメートル以上であるもの
- (3) 森林法 (昭和26年法| 林道の開設の事業であって、次の各号に掲げるものの 律第249号) 第4条第2項いずれかに該当するものであること。

道」という。) の開設

第4号の林道(以下「林|(1)特定区域内における幅員が6.5メートル以上であ り、かつ、長さが7.5キロメートル以上である林道を 設けるもの又は5ヘクタール以上の面積の土地の形

		(4)の亦更大(4)ことの
		状の変更を伴うもの
		(2)都市計画区域外における幅員が6.5メートル以上
		であり、かつ、長さが7.5キロメートル以上である林
		道を設けるもの
		(3)都市計画区域内における幅員が6.5メートル以上
		であり、かつ、長さが15キロメートル以上である林
		道を設けるもの
2 条例別	(1) ダム(河川の流水を	ダムの新築の事業であって、次の各号に掲げるものの
表第2号	貯留し、又は取水するた	いずれかに該当するものであること。
に掲げる	めに設置するダムに限	(1)特定区域内における河川管理施設等構造令(昭
もの	る。以下同じ。)の新築	和51年政令第199号)第2条第2号に規定するサーチ
		ャージ水位(サーチャージ水位がないダムにあって
		は、同条第1号に規定する常時満水位)における貯
		水池の区域(以下「貯水区域」という。)の面積(以
		下「貯水面積」という。)が5ヘクタール以上であ
		るダムを設けるもの
		(2)都市計画区域外における貯水面積が37.5ヘクタ
		ール以上であるダムを設けるもの
		(3)都市計画区域内における貯水面積が75ヘクター
		ル以上であるダムを設けるもの
	(2) 放水路 (河川を分岐	放水路の新築の事業であって、次の各号に掲げるもの
	   して流水を直接当該河川	のいずれかに該当するものであること。
	   以外の河川又は海に放流	(1)特定区域内における5ヘクタール以上の面積の
	   する水路をいう。以下同	土地の形状を変更する放水路を設けるもの
	   じ。)の新築	   (2) 都市計画区域外における37.5ヘクタール以上の
		面積の土地の形状を変更する放水路を設けるもの
		   (3)都市計画区域内における75ヘクタール以上の面
		積の土地の形状を変更する放水路を設けるもの
3 条例別	<del> </del>	鉄道又は軌道の建設の事業であって、次の各号に掲げ
		るもののいずれかに該当するものであること。
		(1) 特定区域内における長さが3.75キロメートル以
(二)句() 〇	pc y ②処旦事未V/用に供り	(1) 17年区域(11年71月3天でから104日71月17日

る鉄道(全国新幹線鉄道整 もの 上である鉄道若しくは軌道を設けるもの又は5へク 備法(昭和45年法律第71号) タール以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの 第2条に規定する新幹線鉄 (2)都市計画区域外における長さが3.75キロメート 道を除く。以下「鉄道」と ル以上である鉄道又は軌道を設けるもの |いう。) 又は軌道法(大正|(3)都市計画区域内における長さが7.5キロメートル| 10年法律第76号)の適用を 以上である鉄道又は軌道を設けるもの 受ける軌道(以下「軌道」鉄道又は軌道の改良の事業であって、次の各号に掲げ という。)の建設又は改良るもののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内における改良に係る部分の長さが 3.75キロメートル以上であるもの又は5ヘクタール 以上の面積の土地の形状の変更を伴うもの (2) 都市計画区域外における改良に係る部分の長さ が3.75キロメートル以上であるもの (3) 都市計画区域内における改良に係る部分の長さ が7.5キロメートル以上であるもの 4 条例別 航空法施行規則(昭和27年|陸上飛行場の新設の事業であって、次の各号に掲げる 表第4号 運輸省令第56号) 第75条第 もののいずれかに該当するものであること。 に掲げる 1項の陸上空港等又は自衛 (1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の 隊法(昭和29年法律第165 土地の形状の変更を伴うもの もの |号) 第2条第1項に規定す|(2) 滑走路の長さが1,875メートル以上であるもの る自衛隊が設置する陸上の陸上飛行場の増設の事業であって、1,875メートル以上 |飛行場(以下これらを「陸|の滑走路を増設するもの又は375メートル以上の滑走 上飛行場」という。)の新|路の延長で、かつ、延長後の滑走路の長さが1,875メー 設又は増設 トル以上であるもの 陸上飛行場の変更の事業であって、特定区域内におけ る5ヘクタール以上の面積の土地の形状の変更を伴う もの 5 条例別 (1) 火力発電所等(火火力発電所等の設置の事業であって、次の各号に掲げ 表第5号 力、水力又は風力によるるもののいずれかに該当するものであること。 に掲げる 発電のために必要なダ (1) 特定区域内における5~クタール以上の面積の

€0

ム、水路、貯水池、建物、 の総体をいう。以下同 じ。)の設置又は変更

土地の形状の変更を伴うもの

機械、器具その他の施設 (2) 出力の合計が、火力による発電にあっては11.25 万キロワット以上、水力による発電にあっては2.25 万キロワット以上、風力による発電にあっては1,000 キロワット以上であるもの

> 火力発電所等の変更の事業であって、次の各号に掲げ るもののいずれかに該当するものであること。

- (1) 特定区域内における5ヘクタール以上の面積の 土地の形状の変更を伴うもの
- (2) 出力の合計が、火力による発電にあっては11.25 万キロワット以上、水力による発電にあっては2.25 万キロワット以上、風力による発電にあっては1,000 キロワット以上増加するもの
- (2)の総体をいう。以下同 じ。) の設置又は変更

太陽光発電所(太太陽光発電所の設置の事業であって、次の各号に掲げ 陽光による発電のためにるもののいずれかに該当するものであること。

- 必要な太陽電池、建物、|(1)特定区域内における太陽光発電所の敷地その他 機械、器具その他の施設 事業の用に供される敷地(以下「太陽光発電所敷地」 という。)の面積が5ヘクタール以上であるもの
  - (2) 都市計画区域外における太陽光発電所敷地の面 積が25ヘクタール以上であるもの又は森林(森林法 第2条第3項に規定する国有林及び同法第5条第1 項の地域森林計画の対象となる同法第2条第3項に 規定する民有林をいう。) において立木竹を伐採す る区域(以下「森林伐採区域」という。)の面積が 10~クタール以上であるもの
  - (3) 都市計画区域内における太陽光発電所敷地の面 積が50~クタール以上であるもの又は森林伐採区域 の面積が20~クタール以上であるもの

太陽光発電所の変更の事業であって、次の各号に掲げ るもののいずれかに該当するものであること。

(1) 特定区域内における太陽光発電所敷地の面積が

		5~クタール以上増加するもの
		(2) 都市計画区域外における太陽光発電所敷地の面
		積が25~クタール以上又は森林伐採区域の面積が10
		ヘクタール以上増加するもの
		(3)都市計画区域内における太陽光発電所敷地の面
		積が50~クタール以上又は森林伐採区域の面積が20
		ヘクタール以上増加するもの
6 条例別	(1) 廃棄物の処理及びこ	ごみ焼却施設の設置の事業であって、次の各号に掲げ
表第6号	清掃に関する法律(昭和る	らもののいずれかに該当するものであること。
に掲げる	45年法律第137号) 第8条	(1) 特定区域内において行われる事業であって、1
もの	第1項に規定するごみ処	日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの
	理施設であって、焼却に	又は特定区域内における5~クタール以上の面積の
	より処理するもの(以下	土地の形状の変更を伴うもの
	「ごみ焼却施設」とい	(2)都市計画区域外において行われる事業であって
	う。) の設置又は変更	1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるも
		$\mathcal{O}$
		(3)都市計画区域内において行われる事業であって
		1日当たりの処理能力の合計が150トン以上である
		<i>€の</i>
	<u> </u>	ごみ焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げ
	る	らもののいずれかに該当するものであること。
		(1) 特定区域内において行われる事業であって、
		日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加する
		の又は特定区域内における5~クタール以上の面積
		の土地の形状の変更を伴うもの
		(2)都市計画区域外において行われる事業であって
		1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加する
		<i>€の</i>
		(3)都市計画区域内において行われる事業であって
		1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加す
		るもの

又は変更

(2) 廃棄物の処理及びし尿処理施設の設置の事業であって、次の各号に掲げ 清掃に関する法律第8条るもののいずれかに該当するものであること。

- 第1項に規定するし尿処 (1) 特定区域内において行われる事業であって、1 理施設(以下「し尿処理」日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上で 施設」という。)の設置 あるもの又は特定区域内における5へクタール以上 の面積の土地の形状の変更を伴うもの
  - (2) 都市計画区域外において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上 であるもの
  - (3)都市計画区域内において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以 上であるもの

し尿処理施設の変更の事業であって、次の各号に掲げ るもののいずれかに該当するものであること。

- (1) 特定区域内において行われる事業であって、1 日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上増 加するもの又は特定区域内における5ヘクタール以 上の面積の土地の形状の変更を伴うもの
- (2) 都市計画区域外において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が75キロリットル以上 増加するもの
- (3) 都市計画区域内において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が150キロリットル以 上増加するもの
- (以下これらを「最終処
- (3) 廃棄物の処理及び清 最終処分場の設置の事業であって、次の各号に掲げる 掃に関する法律第8条第もののいずれかに該当するものであること。
- 1項に規定する一般廃棄 (1) 特定区域内における埋立ての区域の面積が5へ 物の最終処分場又は同法 クタール以上であるもの
- 第15条第1項に規定する (2) 都市計画区域外において行われる事業であって、 産業廃棄物の最終処分場 埋立ての区域の面積が7.5~クタール以上であるも  $\mathcal{O}$

又は変更

- 分場 という。)の設置 (3)都市計画区域内において行われる事業であって、 埋立ての区域の面積が15~クタール以上であるもの
  - 最終処分場の変更の事業であって、次の各号に掲げる もののいずれかに該当するものであること。
  - (1) 特定区域内における変更後の埋立ての区域の面 積が5~クタール以上であるもの
  - (2) 都市計画区域外における変更後の埋立ての区域 の面積が7.5~クタール以上であるもの
  - (3) 都市計画区域内における変更後の埋立ての区域 の面積が15ヘクタール以上であるもの
- (4)廃棄物の処理及び焼却施設の設置の事業であって、次の各号に掲げるも 清掃に関する法律施行令ののいずれかに該当するものであること。

第7条第3号、第5号、 号の2に規定する産業廃 却施設」という。)の設 置又は変更

- (昭和46年政令第300号) (1) 特定区域内において行われる事業であって、1 日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるもの 第8号、第12号又は第13 又は特定区域内における5へクタール以上の面積の 土地の形状の変更を伴うもの
- 棄物の処理施設(以下「焼(2)都市計画区域外において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が75トン以上であるも
  - (3) 都市計画区域内において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が150トン以上である **もの**

焼却施設の変更の事業であって、次の各号に掲げるも ののいずれかに該当するものであること。

- (1) 特定区域内において行われる事業であって、1 日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加するも の又は特定区域内における5~クタール以上の面積 の土地の形状の変更を伴うもの
- (2)都市計画区域外において行われる事業であって、 1日当たりの処理能力の合計が75トン以上増加する もの

			(3)都市計画区域内において行われる事業であって、
			1日当たりの処理能力の合計が150トン以上増加す
			るもの
7	条例別	公有水面埋立法(大正10年	公有水面の埋立て又は干拓の事業であって、次の各号
	表第7号	 法律第57号)第1条第1項	に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	に規定する公有水面の埋立	(1) 特定区域内における埋立て又は干拓の区域の面
	もの	又は同条第2項に規定する	積が5ヘクタール以上であるもの
		 公有水面の干拓(以下「公	(2)都市計画区域内における埋立て又は干拓の区域
		 有水面の埋立て又は干拓」	の面積が25〜クタール以上であるもの
		という。)	
8	条例別	土地区画整理法(昭和29年	土地区画整理事業である事業であって、次の各号に掲
	表第8号	  法律第119号  第2条第1項	げるもののいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	に規定する土地区画整理事	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	業(以下「土地区画整理事	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		業」という。) の施行	(2)都市計画区域内において施行する土地の区域の
			面積が50ヘクタール以上であるもの
S	条例別	新住宅市街地開発法(昭和	新住宅市街地開発事業である事業であって、次の各号
	表第9号	38年法律第134号) 第 2 条第	に掲げるもののいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	1項に規定する新住宅市街	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	地開発事業(以下「新住宅	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		    市街地開発事業」という。)	(2)都市計画区域内において施行する土地の区域の
		の施行	面積が50ヘクタール以上であるもの
10	) 条例別	新都市基盤整備法(昭和47	新都市基盤整備事業である事業であって、次の各号に
	表第10号	年法律第86号)第2条第1	掲げるもののいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	項に規定する新都市基盤整	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	備事業(以下「新都市基盤	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		整備事業」という。)の施	(2) 都市計画区域内において施行する土地の区域の
L		行	面積が50〜クタール以上であるもの
1	1 条例別	流通業務市街地の整備に関	流通業務団地造成事業である事業であって、次の各号
	表第11号	する法律(昭和41年法律第	に掲げるもののいずれかに該当するものであること。

	に掲げる	  110号) 第2条第2項に規定	   (1)特定区域内における土地の形状を変更する区域
	<b>も</b> の	する流通業務団地造成事業	の面積が5ヘクタール以上であるもの
	0 -	(以下「流通業務団地造成	(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の
		事業」という。)の施行	面積が25~クタール以上であるもの
		1.0K] C ( )0 / ( ) NEI 1	(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の
			面積が50~クタール以上であるもの
12	冬何[]]	住宅(別荘を会す。 ) 及び	住宅団地の造成の事業であって、次の各号に掲げるも
	, , , ,		ののいずれかに該当するものであること。
			(1)特定区域内における土地の形状を変更する区域
	C1個() る もの	展される 団の工地の追放     (8の項から10の項までに	
			(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		宅団地の造成」という。)   	面積が25ヘクタール以上であるもの
			(3)都市計画区域内において施行する土地の区域の
	for feelings.		面積が50ヘクタール以上であるもの
13			工業団地の造成の事業であって、次の各号に掲げるも
			ののいずれかに該当するものであること。
		設の建設の用に供される一 	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	団の土地の造成(8の項に	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		掲げるものを除く。以下「工	(2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の
		業団地の造成」という。)	面積が25ヘクタール以上であるもの
			(3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の
			面積が50〜クタール以上であるもの
14	条例別	土地改良法(昭和24年法律	農用地の造成の事業であって、次の各号に掲げるもの
-	表第14号	第195号) 第2条第2項第3	のいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	号に規定する農用地の造成	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	(以下「農用地の造成」と	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		いう。)	(2)都市計画区域外において新たに農用地となる土
			地の区域の面積が25ヘクタール以上であるもの
			(3)都市計画区域内において新たに農用地となる土
			地の区域の面積が50〜クタール以上であるもの

15 条例別 工事その他土地の形状を変 残土処分場の新設の事業であって、次の各号に掲げる 表第15号 更する行為に伴って生ずるもののいずれかに該当するものであること。 に掲げる 土石 (廃棄物の処理及び清 (1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域 **もの** の面積が5ヘクタール以上であるもの 掃に関する法律第2条第1 |頃に規定する廃棄物に該当|(2)都市計画区域外において施行する土地の区域の する土石を除く。)の処分 面積が12.5~クタール以上であるもの の用に供する場所(以下「残(3)都市計画区域内において施行する土地の区域の 土処分場」という。)の新 面積が25~クタール以上であるもの 設又は増設 残土処分場の増設の事業であって、次の各号に掲げる もののいずれかに該当するものであること。 (1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域 の面積が5ヘクタール以上であるもの (2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の 面積が12.5~クタール以上増設するもの (3) 都市計画区域内において施行する土地の区域の 面積が25~クタール以上増設するもの |16 条例別||土、砂利(砂及び玉石を含||土石の採取の事業であって、次の各号に掲げるものの| 表第16号 む。)又は岩石の採取(河いずれかに該当するものであること。 に掲げる 川法 (昭和39年法律第167 | (1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域 |号) 第3条第1項に規定す| の面積が5ヘクタール以上であるもの **₹**√0 る河川の管理又は維持に係 (2)都市計画区域外において施行する土地の区域の るものを除く。以下「土石 面積が25~クタール以上であるもの の採取」という。) (3)都市計画区域内において施行する土地の区域の 面積が50~クタール以上であるもの |17 条例別 |都市計画法第4条第11項に|レクリエーション施設用地の造成の事業であって、次 表第17号 規定する第二種特定工作物 の各号に掲げるもののいずれかに該当するものである に掲げるの設置の用に供される土地にと。 €0 |の造成(以下「レクリエー|(1)特定区域内における土地の形状を変更する区域 ション施設用地の造成」と| の面積が5ヘクタール以上であるもの いう。) (2) 都市計画区域外において施行する土地の区域の 面積が25~クタール以上であるもの

		(3)都市計画区域内において施行する土地の区域の
		面積が50〜クタール以上であるもの
18 条例別	住宅団地の造成の事業、工	複合開発用地の造成の事業であって、次の各号に掲げ
表第18号	 業団地の造成の事業、流通	るもののいずれかに該当するものであること。
に掲げる	業務団地の造成の事業及び	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
もの	土地区画整理事業である事	の面積が5ヘクタール以上であるもの
	業のいずれか2以上の事業	(2)都市計画区域外において施行する土地の区域の
	が併せて1の事業として行	面積が25ヘクタール以上であるもの
	われる土地の造成(以下「複	(3)都市計画区域内において施行する土地の区域の
	合開発用地の造成」とい	面積が50~クタール以上であるもの
	う。)	
19 条例別	下水道法(昭和33年法律第	終末処理場の設置の事業であって、次の各号に掲げる
表第19号	79号)第2条第6号に規定	もののいずれかに該当するものであること。
に掲げる	する終末処理場(以下「終	(1) 特定区域内において行われる事業であって、終
もの	末処理場」という。)の設	末処理場の用に供される敷地の面積が5へクタール
	置又は変更	以上であるもの
		(2)都市計画区域内において行われる事業であって、
		終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5〜クタ
		ール以上であるもの
		終末処理場の変更の事業であって、次の各号に掲げる
		もののいずれかに該当するものであること。
		(1) 特定区域内において行われる事業であって、終
		末処理場の用に供される敷地の面積が5ヘクタール
		以上であるもの
		(2)都市計画区域内において行われる事業であって、
		終末処理場の用に供される敷地の面積が7.5〜クタ
		ール以上であるもの
20 条例別	製造業(物品の加工修理業	工場等の設置の事業であって、排出ガス量(温度が零
表第20号	を含む。)、電気供給業(火	度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当
に掲げる	力発電設備を事業の用に供	たりの排出ガスの最大量をいう。以下同じ。)が10万

するものに限る。)、ガス 立方メートル以上又は排出水量(1日当たりの平均的 €0 |供給業又は熱供給業の用に|な排出水の量をいう。以下同じ。) が1万立方メート 供するための工場又は事業ル以上であるもの 場(以下「工場等」という。)工場等の変更の事業であって、排出ガス量が10万立方 の設置又は変更 メートル以上又は排出水量が1万立方メートル以上増 加するもの 21 条例別 建築基準法(昭和25年法律) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1 表第21号 第201号) 第2条第1号に規項第6号に規定する建築物の高さが100メートル以上 に掲げる 定する建築物の新築 であるもの(以下「高層建築物」という。)であって、 もの 同項第4号に規定する延べ面積(一団の土地に1事業 として2以上の高層建築物を建設する場合にあって は、それらの延べ面積を合計したものをいう。以下同 じ。)が5万平方メートル以上である高層建築物の新 築の事業 22 条例別 |都市計画法第8条第1項第|リゾートマンション又はリゾートホテルの新築の事業 |表第22号|1号に規定する用途地域の|であって、次の各号に掲げるもののいずれかに該当す に掲げる定められていない土地の区るものであること。 域において行われるリゾー (1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域 もの トマンション(分譲又は賃)の面積が5ヘクタール以上であるもの |貸を主たる目的として建築| (2) 施行する区域内に建設しようとする建築物の延 |される共同住宅をいう。以| ベ面積の合計が5万平方メートル以上であるもの 下同じ。) 又はリゾートホ テル (旅館業法 (昭和23年 法律第138号) 第2条第1項 に規定する旅館業の用に供 する施設(主として余暇等 を利用して行うスポーツ、 レクリエーション、教養文 化活動、休養、観光等の多 様な活動に資することを目 的として建築される施設で

		あるものに限る。)をいう。	
		以下同じ。)の新築	
23	条例別	都市公園法(昭和31年法律	都市公園の新設の事業であって、次の各号に掲げるも
	表第23号	第79号)第2条第1項に規	ののいずれかに該当するものであること。
	に掲げる	定する都市公園(主として	(1) 特定区域内における土地の形状を変更する区域
	もの	公害又は災害を防止するこ	の面積が5ヘクタール以上であるもの
		とを目的とする緩衝地帯と	(2) 都市計画区域外において土地の形状を変更する
		しての都市公園、主として	区域の面積が25ヘクタール以上であるもの
		風致の享受の用に供するこ	(3)都市計画区域内において土地の形状を変更する
		とを目的とする都市公園、	区域の面積が50ヘクタール以上であるもの
		主として動植物の生息地又	
		は生育地である樹林地等の	
		保護を目的とする都市公園	
		並びに都市の自然的環境の	
		保全、改善及び都市景観の	
		向上の用に供することを目	
		的とする都市公園を除く。)	
		の新設	
24	条例別	河川又は海岸の土地の形状	河川又は海岸の改変の事業であって、特定区域内にお
	表第24号	の変更(国土保全を目的と	ける土地の形状を変更する区域の面積が5へクタール
	に掲げる	した河川又は海岸事業に係	以上であるもの
	もの	るものを除く。以下「河川	
		又は海岸の改変」という。)	
		の事業(砂防事業を含む。)	

# 備考

- 1 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。
  - (1) 南アルプスユネスコエコパーク (国際連合教育科学文化機関が実施する生物圏 保存地域として登録された南アルプスの地域をいう。以下同じ。)の区域
  - (2) 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項の規定により国立公園の特別地域として指定された区域
  - (3) 静岡県立自然公園条例(昭和36年静岡県条例第53号)第19条第1項の規定によ

- り特別地域として指定された区域
- 2 都市計画区域外において行われる事業の要件に係る規模等の算定は、当該事業が特定 区域内にわたる場合においては、当該特定区域の規模等を加えるものとする。
- 3 都市計画区域内において行われる事業の要件に係る規模等の算定は、当該事業が特定 区域内又は都市計画区域外にわたる場合においては、当該特定区域又は都市計画区域外 の規模等を加えるものとする。

# 別表第2(第41条関係)

(令2規則2・一部改正)

事業の製二	
事業の6元	手続を経ることを要しない変更の要件
道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこ
	と。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル
	以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
	ならないこと。
車線の数	車線の数が増加しないこと。
設計速度	設計速度が増加しないこと。
特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
形状を変更する区域の位	の面積が、変更前の土地の形状を変更する区
置	域の面積の20パーセント未満であること。
林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加しないこ
	と。
対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル
	以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
	ならないこと。
林道の設計の基礎となる	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加
自動車の速度	しないこと。
特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
置	の面積の20パーセント未満であること。
貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の
	対象事業実施区域の位置 車線の数 設計速度 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 林道の長さ 対象事業実施区域の位置 林道の設計の基礎となる 自動車の速度 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置

の項に該当する対象事		貯水面積の20パーセント未満であること。
業	コンクリートダム又はフ	
	イルダムの別	
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の2の(2)	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当
の項に該当する対象事		該区域の面積の20パーセント未満であるこ
業		と。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の3の項に該	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加
当する対象事業		しないこと
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路区域から100メートル以上離
		れた区域が新たに本線路施設区域とならない
		こと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる
	の設計の基礎となる列車	列車又は車両の最高速度が地上の部分におい
	又は車両の最高速度	て10キロメートル毎時を超えて増加しないこ
		と。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の4の項に該	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加し
当する対象事業		ないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が20へ
		クタール未満であること。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分

	 形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の5の(1)	火力発電所等又は発電設	火力発電所等又は発電設備の出力が10パーセ
の項に該当する対象事	備の出力	ント以上増加しないこと。
業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変
		更前の当該区域の面積の20パーセント未満で
		あること。
	ダムのコンクリートダム	
	又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル
		以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
		ならないこと。
	原動力についての汽力、ガ	
	スタービン、内燃力又はこ	
	れらを組み合わせたもの	
	の別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却	
	塔、冷却池又はその他のも	
	のの別	
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の5の(2)	太陽光発電所敷地の面積	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が
の項に該当する対象事		変更前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセ
業		ント未満であり、かつ、10ヘクタール未満 (特
		定区域にあっては、2ヘクタール未満) であ
		ること。
	森林伐採区域の面積	新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更
		前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満

		であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
別表第1の6の(1)、	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の
(2) 又は(4) の項		処理能力の10パーセント未満であること。
に該当する対象事業	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の6の(3)	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更
の項に該当する対象事	廃棄物の処理及び清掃に	前の埋立ての区域の面積の20パーセント未満
業	関する法律施行令第7条	であること。
	第14号イに規定する産業	
	廃棄物の最終処分場、同号	
	口に規定する産業廃棄物	
	の最終処分場又は一般廃	
	乗物若しくは同号ハに規	
	定する産業廃棄物の最終	
	処分場の別	
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の7の項に該	特定区域及び都市計画区	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分
当する対象事業	域内における埋立て又は	の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域
	干拓に係る区域の位置	の面積の20パーセント未満であること。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の8の項から	特定区域及び都市計画区	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
10の項までに該当する	域内における施行の区域	の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
対象事業	の位置	り、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域

	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の11の項から	施行の区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
18の項までに該当する		の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
対象事業		り、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の19の項に該	特定区域及び都市計画区	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
当する対象事業	域内における施行の区域	の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
	の位置	り、かつ、20ヘクタール未満であること。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の20の項に該	1時間当たりの最大排出	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガ
当する対象事業	ガス量又は1日当たりの	ス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変
	平均的な排出水量	更前の当該量の10パーセント未満であるこ
		と。
別表第1の21の項及び	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の
22の項に該当する対象		延べ面積の20パーセント未満であること。
事業		
別表第1の23の項に該	土地の形状を変更する区	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
当する対象事業	域の位置	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
		の面積の20パーセント未満であること。
別表第1の24の項に該	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
当する対象事業	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の20パーセント未満であること。

備考 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 南アルプスユネスコエコパークの区域
- (2) 自然公園法第20条第1項の規定により国立公園の特別地域として指定された区域
- (3) 静岡県立自然公園条例第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域 別表第3(第43条関係)

# (令2規則2・一部改正)

対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から100メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 車線の数 車線の数が増加しないこと。 産土、切土、トンネル、橋 盛土、切土、トンネル、橋 世しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートルの構造の別が実更しないこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域となる部分の面積の10パーセント未満であること。 林道の設計の基礎となる 自動車の速度 大きないこと。 林道の設計の基礎となる 自動車の速度 大きないこと。 トンネル又は橋を設置する以外の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネルスは橋を設置する しないこと。 トンネルスは橋を設置する に行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の形状を変更する区域となる部分 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の形状を変更する区域の位置 新たに土地の形状を変更する区域の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。	上上左士坐《广八	中华(0世)	て休と何フェーンモンない。本事のでは
又は(2)の項に該当 する対象事業 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から100メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と ならないこと。 車線の数 設計速度 磁土、切土、トンネル、橋盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は 若しくは高架又はその他 の構造の別 形状を変更する区域の位 置 の面積の10パーセント未満であること。 料道の長さ 株道の長さ 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域がら200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と ならないこと。 株道の最も対象事 業 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域がら200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と ならないこと。 株道の設計の基礎となる 自動車の速度 トンネル又は橋を設置す る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでな いこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域と ならないこと。 トンネル又は橋を設置す る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでな いこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位 で面積の10パーセント未満であること。	対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から100メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と ならないこと。 事線の数 事線の数が増加しないこと。 設計速度 設計速度が増加しないこと。 盛土、切土、トンネル、橋盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は 若しくは高架又はその他 の構造の別が連続した1,000メートル 以上の区間において変更しないこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。 林道の長さ 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と ならないこと。 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す る区域の位置 修設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。	別表第1の1の(1)	道路の長さ	道路の長さが10パーセント以上増加しないこ
以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 車線の数 車線の数が増加しないこと。 設計速度 設計速度 設計速度が増加しないこと。 盛土、切土、トンネル、橋路土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。 特定区域における土地の新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10ペーセント以上増加しないこと。 別表第1の1の(3) 林道の長さ 林道の長さが10ペーセント以上増加しないこと。 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる はの設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置するとの設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10ペーセント未満であること。	又は(2)の項に該当		٤.
本らないこと。  車線の数 車線の数が増加しないこと。 設計速度  磁土、切土、トンネル、橋	する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から100メートル
車線の数 車線の数が増加しないこと。 設計速度 設計速度が増加しないこと。 盛土、切土、トンネル、橋盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は その他の構造の別が連続した1,000メートル 以上の区間において変更しないこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。 料道の長さ 対象事業 実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる 自動車の速度 トンネルスは橋を設置す トンネルスは橋を設置す る区域の位置 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 形状を変更する区域の位置 新たに土地の形状を変更する区域の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。			以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
設計速度			ならないこと。
盛土、切土、トンネル、橋盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は若しくは高架又はその他 その他の構造の別が連続した1,000メートルの構造の別 以上の区間において変更しないこと。特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位置 の面積の10パーセント未満であること。		車線の数	車線の数が増加しないこと。
若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートルの構造の別以上の区間において変更しないこと。特定区域における土地の形状を変更する区域となる部分の面積が変更前の土地の形状を変更する区域となる部分の面積の10パーセント未満であること。別表第1の1の(3) 林道の長さ 株道の長さが10パーセント以上増加しないこと。対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。トンネル又は橋を設置する区域の位置 に行い、又は行わないこととするものでないこと。特定区域における土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位置 新たに土地の形状を変更する区域となる部分の面積の10パーセント未満であること。		設計速度	設計速度が増加しないこと。
の構造の別 以上の区間において変更しないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。 別表第1の1の(3) 林道の長さ 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる はの設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の位置 の面積の10パーセント未満であること。		盛土、切土、トンネル、橋	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又は
特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 形状を変更する区域の位置 の面積の10パーセント未満であること。		若しくは高架又はその他	その他の構造の別が連続した1,000メートル
形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。 株道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 オ道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 オ道の設計の基礎となる 株道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋る区域の位置 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域の位置 の面積の10パーセント未満であること。		の構造の別	以上の区間において変更しないこと。
置の面積の10パーセント未満であること。 別表第1の1の(3) 林道の長さ 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。  が象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。  林道の設計の基礎となる 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域の位置 が変更前の土地の形状を変更する区域の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の面積の10パーセント未満であること。		特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
別表第1の1の(3) 林道の長さ 林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 林道の設計の基礎となる 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位置 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の位置 の面積の10パーセント未満であること。		形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
世界では一般では、		置	の面積の10パーセント未満であること。
業 対象事業実施区域の位置 変更前の対象事業実施区域から200メートル 以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。 株道の設計の基礎となる 自動車の速度が増加 自動車の速度 しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。	別表第1の1の(3)	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこ
以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。  林道の設計の基礎となる 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加自動車の速度 しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋る区域の位置 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。	の項に該当する対象事		と。
ならないこと。  林道の設計の基礎となる 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加自動車の速度 しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。	業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル
林道の設計の基礎となる 林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加自動車の速度 しないこと。 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。			以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
自動車の速度 トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋 る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新 たに行い、又は行わないこととするものでな いこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。			ならないこと。
トンネル又は橋を設置す トンネル又は長さが20メートル以上である橋 る区域の位置 の設置 (移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。		林道の設計の基礎となる	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加
る区域の位置 の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。		自動車の速度	しないこと。
たに行い、又は行わないこととするものでないこと。 特定区域における土地の新たに土地の形状を変更する区域となる部分形状を変更する区域の位の面積が変更前の土地の形状を変更する区域の位の面積の10パーセント未満であること。		トンネル又は橋を設置す	トンネル又は長さが20メートル以上である橋
いこと。 特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。		る区域の位置	の設置(移設に該当するものを除く。)を新
特定区域における土地の 新たに土地の形状を変更する区域となる部分 形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。			たに行い、又は行わないこととするものでな
形状を変更する区域の位 の面積が変更前の土地の形状を変更する区域 の面積の10パーセント未満であること。			いこと。
置 の面積の10パーセント未満であること。		特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
		形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
別表第1の2の(1) 貯水区域の位置 新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の		置	の面積の10パーセント未満であること。
	別表第1の2の(1)	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変更前の

の項に該当する対象事		貯水面積の10パーセント未満であること。
業	コンクリートダム又はフ	
	イルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル
		以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
		ならないこと。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の2の(2)	放水路の区域の位置	新たに放水路の区域となる面積が変更前の当
の項に該当する対象事		該区域の面積の10パーセント未満であるこ
業		と。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10%未満であること。
別表第1の3の項に該	鉄道又は軌道の長さ	鉄道又は軌道の長さが10パーセント以上増加
当する対象事業		しないこと
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路区域から100メートル以上離
		れた区域が新たに本線路施設区域とならない
		こと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設又は軌道の施設	鉄道施設又は軌道の施設の設計の基礎となる
	の設計の基礎となる列車	列車又は車両の最高速度が地上の部分におい
	又は車両の最高速度	て10キロメートル毎時を超えて増加しないこ
		と。
	運行される列車又は車両	地上の部分において、運行される列車又は車
	の本数	両の本数が10パーセント以上増加せず、又は
		1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若し	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若し
	くは地下、橋若しくは高架	くは高架又はその他の構造の別が連続した

Ī		  1,000メートル以上の区間において変更しな
		いこと。
		車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10
	設の区域の位置	ヘクタール以上増加しないこと。
	├── 特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	    形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10パーセント未満であること。
  別表第1の4の項に該	滑走路の長さ	滑走路の長さが300メートルを超えて増加し
当する対象事業		ないこと。
	飛行場の区域の位置	新たに飛行場の区域となる部分の面積が10へ
		クタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル
		以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
		ならないこと。
	利用を予定する航空機の	変更前の飛行場周辺区域(公共用飛行場周辺
	種類又は数	における航空機騒音による障害の防止等に関
		する法律施行令(昭和42年政令第284号)第6
		条の規定を適用した場合における同条の値が
		75以上となる区域をいう。) から500メートル
		以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とな
		らないこと。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の5の(1)	火力発電所等又は発電設	火力発電所等又は発電設備の出力が10パーセ
の項に該当する対象事	備の出力	ント以上増加しないこと。
業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変
		更前の当該区域の面積の10パーセント未満で
		あること。
	ダムのコンクリートダム	

	又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル
		以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
		ならないこと。
	原動力についての汽力、ガ	
	スタービン、内燃力又はこ	
	れらを組み合わせたもの	
	の別	
	燃料の種類	
	冷却方式についての冷却	
	塔、冷却池又はその他のも	
	のの別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が10パーセント以上増加しな
		いこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が10パーセント以上増加
		しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが10パーセント以上減少しないこ
		と。
	温排水の排出先の水面又	
	は水中の別	
	放水口の位置	放水口が100メートル以上移動しないこと。
	風力発電設備の位置	風力発電設備が100メートル以上移動しない
		こと。
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置 置	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の5の(2)	太陽光発電所敷地の面積	新たに太陽光発電所敷地となる部分の面積が
の項に該当する対象事		変更前の太陽光発電所敷地の面積の10パーセ
業		ント未満であり、かつ、10ヘクタール未満(特
		 定区域にあっては、2ヘクタール未満)であ

		ること。
	森林伐採区域の面積	新たに森林伐採区域となる部分の面積が変更
		前の森林伐採区域の面積の10パーセント未満
		であり、かつ、4ヘクタール未満であること。
別表第1の6の(1)、	処理能力	新たに処理を行う能力が変更前の当該施設の
(2) 又は(4) の項		処理能力の10パーセント未満であること。
に該当する対象事業	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の6の(3)	埋立ての区域の位置	新たに埋立ての区域となる部分の面積が変更
の項に該当する対象事		前の埋立ての区域の面積の10パーセント未満
業		であること。
	廃棄物の処理及び清掃に	
	関する法律施行令第7条	
	第14号イに規定する産業	
	廃棄物の最終処分場、同号	
	口に規定する産業廃棄物	
	の最終処分場又は一般廃	
	乗物若しくは同号ハに規	
	定する産業廃棄物の最終	
	処分場の別	
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	<u>置</u>	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の7の項に該	特定区域及び都市計画区	新たに埋立て又は干拓に係る区域となる部分
当する対象事業	域内における埋立て又は	の面積が変更前の埋立て又は干拓に係る区域
	干拓に係る区域の位置	の面積の10パーセント未満であること。
	特定区域及び都市計画区	変更前の対象事業実施区域から500メートル
	域内における対象事業実	以上離れた区域が新たに対象事業実施区域と
	施区域の位置	ならないこと。

特定	<b>E区域における土地の</b>	
	上区域(に約1)の上地ツ	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
形状	犬を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
置		の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の8の項から特定	官区域及び都市計画区	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
10の項までに該当する域内	内における施行の区域	の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
対象事業の位	位置	り、かつ、20ヘクタール未満であること。
特定	定区域及び都市計画区	土地の利用計画における工業の用の土地の面
域内	内における土地の利用	積が変更前の当該土地の面積の20パーセント
計画	画における工業の用、商	以上増加せず、又は10〜クタール以上増加し
業の	の用、住宅の用又はその	ないこと。
他の	D利用目的ごとの土地	
の面	面積	
特定	定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
形状	犬を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
置		の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の11の項から施行	テの区域の位置	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
18の項までに該当する		の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
対象事業		り、かつ、20ヘクタール未満であること。
土地	也の利用計画における	土地の利用計画における工業の用の土地の面
工業	<b></b>	積が変更前の当該土地の面積の20パーセント
の用	用又はその他の利用目	以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加し
的こ	ごとの土地の面積	ないこと。
特定	定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
形状	犬を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
置		の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の19の項に該特定	定区域及び都市計画区	新たに施行の区域となる部分の面積が変更前
当する対象事業域内	内における施行の区域	の施行の区域の面積の10パーセント未満であ
の代	位置	り、かつ、20ヘクタール未満であること。
	定区域及び都市計画区	土地の利用計画における工業の用の土地の面

	」 計画における工業の用、商	以上増加せず、又は10ヘクタール以上増加し
	 業の用、住宅の用又はその	ないこと。
	他の利用目的ごとの土地	
	の面積	
	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
	置	の面積の10パーセント未満であること。
別表第1の20の項に該	1時間当たりの最大排出	新たに排出される1時間当たりの最大排出ガ
当する対象事業	ガス量又は1日当たりの	ス量又は1日当たりの平均的な排出水量が変
	平均的な排出水量	更前の当該量の10パーセント未満であるこ
		と。
別表第1の21の項及び	延べ面積	新たに延べ面積となる部分の面積が変更前の
22の項に該当する対象		延べ面積の10パーセント未満であること。
事業		
別表第1の23の項に該	土地の形状を変更する区	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
当する対象事業	域の位置	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域
		の面積の10パーセント未満であること。
四字符1の94の項に対	特定区域における土地の	新たに土地の形状を変更する区域となる部分
別衣男 1 の24の頃に該	内に区域におりる工匠が	
	形状を変更する区域の位	の面積が変更前の土地の形状を変更する区域

備考 この表において「特定区域」とは、次に掲げる区域をいう。

- (1) 南アルプスユネスコエコパークの区域
- (2) 自然公園法第20条第1項の規定により国立公園の特別区域として指定された区域
- (3) 静岡県立自然公園条例第19条第1項の規定により特別地域として指定された区域

## 環境影響評価図書に係る意見書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

法人又は団体にあっては、 住所 その主たる事務所の所在地 意見提出者 法人又は団体にあっては、 氏名 その名称及び代表者の氏名 電話

配慮

方 法 書

準 備

に係る環境の保全の見地からの意見について、静岡市環境影響評価 書

事後調査報告書

第10条第1項

第18条第1項 条例

の規定により、次のとおり提出します。

第28条第1項

第42条第1項

意見の提出の対象	
である図書の名称	
当該図書に係る環	
境の保全の見地か	
らの意見	
※備考	

- 1 当該図書に係る環境の保全の見地からの意見は、日本語により、意見の理由を含め て記入してください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。
- 3 意見提出者は、※印の欄には記入しないでください。

#### 説明会開催に係る提出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 電話

静岡市環境影響評価条例

第17条第1項 の規定により 第27条第1項 方法書説明会 準備書説明会

を開催す

るので、同条第2項の規定により次のとおり提出します。

対象事業	の名称	
対象事業	の実施予定区域	
説明会の	開催予定日時	
説明会の	開催予定場所	
連絡先 所属		
電話番号		
※備考		

- 1 不要な文字は、抹消してください。
- 2 提出者は、※印の欄には記入しないでください。
- 3 提出者が都市計画決定権者である場合は、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と読み替えて記入してください。

#### 公聴会に係る意見陳述申出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所

申出者

氏名

公聴会において意見の陳述をしたいので、静岡市環境影響評価条例第30条第3項(同条例第55条第1項の規定により読み替えて準用する同条例第30条第3項)の規定により、次のとおり申し出ます。

対象事業の名称	
準備書又は準備書見	
解書についての環境	
の保全の見地からの	
意見の要旨	
※備考	

- 1 準備書又は準備書見解書についての環境の保全の見地からの意見は、日本語により、 意見の理由を含めて記入してください。
- 2 不要な文字は、抹消してください。
- 3 申出者は、※印の欄には記入しないでください。
- 4 対象事業が都市計画対象事業である場合は、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と読み替えて記入してください。
- 備考 法対象事業についてこの様式を用いる場合は、「対象事業」を「法対象事業」に替えること。

## 工事着手届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

		法人にあっては、その
届出者	住所	主たる事務所の所在地
	氏名	法人にあっては、その
	八名	名称及び代表者の氏名
	雷話	

対象事業に係る工事に着手したいので、静岡市環境影響評価条例第39条(第52条第1項の 規定により読み替えて準用する第39条)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業	の名称	
対象事業	の実施予定区域	
工事着手	予定年月日	
工事完了	予定年月日	
工事施 工者	住所 (法人にあっては、そ の主たる事務所の所在地)	
	氏名(法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名)	
連絡先	所属	
	電話番号	
※備考		

(注) 届出者は、※印の欄には記入しないでください。

備考 法対象事業についてこの様式を用いる場合は、「対象事業」を「法対象事業」に替え ること。

## 工事完了届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 主たる事務所の所在地 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 電話

対象事業に係る工事が完了したので、静岡市環境影響評価条例第46条(第52条第1項の規定により読み替えて準用する第46条)の規定により、次のとおり届け出ます。

対象事業	草の名称	
対象事業	美の実施場所 しゅうしゅう	
工事着手	年月日	
工事完了	年月日	
連絡先	所属	
電話番号		
※備考	,	

(注) 届出者は、※印の欄には記入しないでください。

備考 法対象事業についてこの様式を用いる場合は、「対象事業」を「法対象事業」に替え ること。

#### 事業変更届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 生 法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名 電話

対象事業の目的及び内容を変更したいので、静岡市環境影響評価条例第47条第2項の規 定により、次のとおり届け出ます。

対象事業	美の名称	
対象事業	業の実施予定区域 直場所	
	ようとする対象事 的及び内容	
当該変見理由	更をしようとする	
変更予定	2年月日	
連絡先	所属	
	電話番号	
※備考		

- 1 届出者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 届出者が都市計画決定権者である場合は、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と読み替えて記入してください。

## 事業廃止等届出書

年 月 日

(宛先) 静岡市長

住所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名

対象事業の廃止等をしたので、静岡市環境影響評価条例第49条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

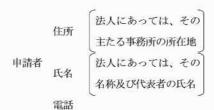
対象事業	(の名称		
	美の実施予定 は実施場所		
届出の事由(該当す		□ 対象事業を実施しないこととしたため。	
るものにレ点)		□ 対象事業の目的及び内容を変更したことにより、当該変更後 の事業が対象事業に該当しないこととなったため。	
		<ul><li>□ 対象事業の実施を他の者に引き継いだため。</li><li>(引継によって新たに事業者となった者)</li></ul>	
		住所 (法人にあっては、そ の主たる事務所の所在地)	
		氏名 (法人にあっては、そ の名称及び代表者の氏名)	
連絡先	所属		
	電話番号		
※備考	*		

- 1 届出者は、※印の欄には記入しないでください。
- 2 届出者が都市計画決定権者である場合は、「対象事業」とあるのは「都市計画対象事業」と、「実施予定区域又は実施場所」とあるのは「実施想定区域」と読み替えて記入してください。

## 手続免除申請書

年 月 日

(宛先) 静岡市長



静岡市環境影響評価条例第58条の規定による同条例の手続の全部又は一部の免除を受けたいので、静岡市環境影響評価条例施行規則第58条第1項の規定により、次のとおり申請します。

対象事業	美の名称	
対象事業	<b>炎の種類</b>	
対象事業	美の規模	
免除をとする引	受けよう F続	
連絡先	所属	
	電話番号	
※備考		

- 1 環境影響評価法(平成9年法律第81号)の規定による計画段階配慮、環境影響評価 その他の手続により作成した図書又はその写しを添付してください。
- 2 申請者は、※印の欄には記入しないでください。

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

## 手続免除承認 (不承認) 通知書

年 月 日付けで申請のあった静岡市環境影響評価条例の規定による計画段階配 虚、環境影響評価その他の手続の免除については、次のとおり承認した(承認しないこと とした)ので、静岡市環境影響評価条例施行規則第58条第2項の規定により通知します。

1象事業の名称	
は認の区別	承認 · 一部承認 · 不承認
<b>!</b> 由	
23/11/1	

第 号

身分証明書

所属

職名及び氏名

生年月日

年 月 日生

上記の者は、静岡市環境影響評価条例第59条第1項の規定による調査を行うことができる者であることを証明します。

年 月 日

静岡市長 氏 名 印

9センチメートル

(裏)

## 静岡市環境影響評価条例抜粋

(報告及び調査)

- 第59条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し、報告若 しくは資料の提出を求め、又はその職員に、事業者の事務所若しくは対象事業 が実施されている場所に立ち入り、対象事業の実施状況その他の物件を調査さ せることができる。
- 2 前項の規定により調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係 人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。

6センチメートル

様式第1号(第6条、第12条、第20条、第38条関係)

様式第2号(第11条、第19条関係)

(令3規則66・一部改正)

様式第3号(第23条関係)

(平29規則8・一部改正)

様式第4号(第36条関係)

(平28規則4・令3規則66・一部改正)

様式第5号(第40条関係)

(平28規則4・令3規則66・一部改正)

様式第6号(第42条関係)

(令3規則66・一部改正)

様式第7号(第45条関係)

(令3規則66・一部改正)

様式第8号(第58条関係)

(令3規則66・一部改正)

様式第9号(第58条関係)

様式第10号(第59条関係)